

別表1（第3条第4項関係）

（活動費補助金費目）

| | |
|---------|--|
| 1 報償費 | <ul style="list-style-type: none"> ・研修会の講師やスポーツ大会の審判等の謝礼金 ※大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外 |
| 2 食糧費 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施にかかる必要最小限の食事代（食事時間を拘束するスタッフ分） ※800円／人を超える部分は補助の対象外 ・事業に直接関係のある会議用の飲み物代、熱中症・脱水症対策及び防寒対策用の飲み物代 ※アルコール類、喫茶店の出前等は補助の対象外 |
| 3 委託料 | <ul style="list-style-type: none"> ・会場設営やアトラクション等、事業実施にかかる委託経費 ※事業の全部を委託する場合は補助の対象外 ・空調や消防設備の点検費用等 |
| 4 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none"> ・複数の事業で使用する、又は複数年に渡り使用することが見込まれ、リース等によらずに備品を購入したほうが効率的であると認められるもの（50,000円以上） ・書籍（雑誌、定期刊行物等を除く5,000円以上の図書）等購入経費 |
| 5 公課費 | <ul style="list-style-type: none"> ・青色防犯パトロールの自動車税、軽自動車税、自動車重量税 |
| 6 その他経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・必要最小限の市内交通費、市外への旅費 ・事業実施にかかる必要最小限の物品、食材費、材料費等も含む（まつりの模擬店やふれあい喫茶、高齢者食事サービス事業等） ※後に個人使用できる衣類等は補助の対象外 ・事業参加を促すための必要な物品、アンケートの謝礼品等 ※図書券、商品券等金券類は補助の対象外 ・草刈機・青色防犯パトロール等に係る燃料費 ・ポスター、パンフレット等の製作経費 ・会議資料等のコピー代 ・事業に直接関係のある電気・ガス・水道代 ・街路防犯灯に係る電気代 ・備品等の修繕料 ・青色防犯パトロールの点検・整備等の費用 ・郵送料、物品運送費等（通信運搬費） ・会場借上げ経費等 ・車のレンタル料やその駐車場代 ※自家用車を対象としたレンタル料は補助の対象外 ・日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料 ・事業参加者の傷害保険料等 ・事業に使用する建物の火災保険料等 ・青色防犯パトロールの自賠責保険、任意保険料 ・書籍（雑誌、定期刊行物等のほか、5,000円未満の図書）等購入経費 ・事業に使用したユニフォーム等のクリーニング代 ※個人所有のユニフォーム等は補助の対象外 ・みこしや交通パレードによる道路使用許可印紙代 ・高齢者食事サービス事業の調理スタッフの検便費用 ・他団体と協働、共催で実施する事業の負担分 ※市から補助金・委託料を受けている事業への分担金や他団体等への単なる分担金は補助の対象外 ・研修会・講習会等の参加費 ・その他市長が認めるもの |

※交際費、慶弔費、役員報酬にかかる経費は補助の対象外

(運営費補助金費目)

| | |
|---------|--|
| 1 報酬 | <ul style="list-style-type: none">・ 事務員への報酬※大阪府の最低賃金を超える部分は補助の対象外※役員手当等、業務に直接関わりのないものは補助の対象外 |
| 2 報償費 | <ul style="list-style-type: none">・ 講習会などへの講師等の謝礼金※大阪市の「講師に係る謝礼金の取扱基準」を準用し、これを超える部分は補助の対象外 |
| 3 食糧費 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域活動協議会の運営にかかる会議用の飲み物代※食事代は補助の対象外※アルコール類、喫茶店の出前等は補助の対象外 |
| 4 委託料 | <ul style="list-style-type: none">・ 運営事務にかかる委託料。※全部に係る委託は除く |
| 5 備品購入費 | <ul style="list-style-type: none">・ 地域活動協議会の運営に必要な電話機、パソコン・ロッカー等(50,000円以上)・ 地域活動協議会の運営に関連する書籍(雑誌、定期刊行物等を除く5,000円以上の図書)等購入経費 |
| 6 公課費 | <ul style="list-style-type: none">・ 収入印紙代等 |
| 7 その他経費 | <ul style="list-style-type: none">・ 講習会などへの参加にかかる市内交通費、市外への旅費・ 地域活動協議会の運営に必要なコピー用紙・インク等消耗品費※構成団体や個人使用との共用は補助の対象外・ 地域内新聞等の制作経費・ 会議資料等のコピー代・ 事務所維持運営に伴う電気、ガス、水道代等・ 備品等の修繕料(例 空調機、コピー機等)・ 電話代、郵便代、物品運送費等・ インターネットのプロバイダー料・ 社会保険料、手数料・ 議事等に使用するための会場借上げ経費等・ コピー機やFAXのリース料等・ 日本放送協会やケーブルテレビ等の受信料・ 地域活動協議会の運営に関連する書籍(雑誌、定期刊行物等のほか、5,000円未満の図書)等購入経費・ 講習会等の参加会費・ その他市長が認めるもの |

別表 2 (第 4 条第 2 項関係)

(区長が指定する活動分野)

| 地域活動協議会名 | 指定する活動分野 (第 3 条第 1 項より選択) |
|---------------|---------------------------|
| 弘治地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 長橋地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 萩之茶屋地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 今宮ふれあい地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 橘地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 松之宮地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 梅南地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 玉出地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 岸里地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 千本地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 津守地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 南津守地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 北津守地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 山王地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 飛田地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |
| 天下茶屋地域活動協議会 | (1) ・ (3) ・ (5) |